



催し

「にんくる土曜塾」

- 日時/1月12日(土)10時~11時30分
●場所/にんくる児童館(相模教育集会所)
●内容/いろんな紙で折り紙しよう
●定員/先着15名
●申込締切/1月8日(火)
問・申/にんくる児童館
☎88-5692/☎88-5696

みなくち子どもの森 自然館冬季特別展

甲賀市にすむ“いきものたちのむかし・いま・みらい”展

- 甲賀市の草地代表・ササユリさん、水辺代表・カスミサンショウウオくんが甲賀市の自然を語ります。甲賀市レッドリストに関わる展示です。
●会期/12月19日(水)~3月10日(日)
●入館料/大人200円、小・中学生100円(未就学児無料)
●展示解説/1月6日(日)14時~(約1時間)(先着15名)
●集合場所/自然館受付前
●お楽しみ/特別展カード(子どもに無料進呈)や生き物の木製キーホルダー作り(要材料費)
問・申/みなくち子どもの森自然館
☎63-6712/☎63-0466

みなくち子どもの森 冬休みのイベント

- <クラフト>
マツボックリでミニツリー作り
●日時/12月22日(土)14時~(1時間程度)
●参加費/材料費200円+入館料
焼き杉クラフト(壁掛け作り)
●日時/12月23日(日)14時~(1時間程度)
●参加費/材料費200円+入館料
<自然観察>
冬の樹木ウォッチング
●日時/12月24日(祝)14時~(1時間程度)
●参加費/無料
<しぜん学習会>
ゾウ化石を組み立てよう

- 日時/1月5日(土)10時~12時
●参加費/入館料
●対象/小学1年生以上
●定員/各イベント先着15~20名。なお、自然観察は申込不要
●集合場所/いずれも自然館受付前
問・申/みなくち子どもの森自然館
☎63-6712/☎63-0466

こころ はなまるセミナー

~共に輝き生きる地域社会をめざして~

- 日時/2月3日(日)13時~16時
●場所/忍の里プララ 大ホール
●内容/発達障がい児等の将来の自立をめざして学童期に育てたい力
●講師/諏訪利明氏(川崎医療福祉大学准教授)
※入場無料、申込不要
※託児希望の方(人数に限りがあります)、手話通訳が必要な方は、共に1月20日までに甲賀市社会福祉協議会(TEL:86-6173/FAX:86-7226)までご連絡ください。
問/自立支援課 自立支援係
☎65-0702/☎63-4085

人権トーク&ライブ 「もう一人では泣かせない」

~引きこもりだった三人が贈る「心の授業」~

- 日時/12月21日(金)17時半開演(17時開場)
●場所/かふか生涯学習館 2階ホール
●出演/[JERRYBEANS]
※入場無料、申込不要
問/甲賀市商工会甲賀支所
☎88-2370/☎88-5391

公立甲賀病院第37回健康講座

- 日時/1月19日(土)14時~15時30分
●場所/水口社会福祉センター
●内容/講演 テーマ「食べて健康に! ~万能サプリってあるの?」
●講師/公立甲賀病院 南部卓三 消化器内科部長

- 対象/地域住民の皆さん、医療従事者など
●申込方法/電話、FAXまたは、直接地域医療連携室 まで申し込みください。受講料無料。
問・申/公立甲賀病院 地域医療連携室 久保・山西
☎62-0234/☎62-5273

家族介護教室・交流会

介護のことを学びたい方、介護のことで心配がある方など誰でも参加できます。

- 日時/12月19日(水)10時~12時
●場所/サントピア水口 教養文化室
●内容/①笑いヨガ「もやもやを笑いで吹き飛ばそう」
・講師:原 智恵氏(しがらきの風ラフターヨガクラブ ラフターヨガ認定ティーチャー)・持ち物:バスタオル
②交流会
参加希望の方は、下記にお問い合わせいただくか、直接会場へお越しください。
問/長寿福祉課
☎65-0696/☎63-4085



くすり学習館 親子ものづくり教室

- 第1回 万華鏡づくり
●日時/12月22日(土)10時~
●場所/くすり学習館
●定員/親子20組(40名)
※参加費無料。3月まで毎月1回の計4回開催。
問・申/甲南高校(森田)
TEL86-4145 FAX86-4983



税理士による税務相談

- 日時/1月8日(火)13時30分~16時30分(受付16時まで)
●場所/水口納税協会 3階会議室
●定員/予約制で先着6名(1人約30分) ※相談無料
問・申/水口納税協会
☎62-1151/☎63-0173



お知らせ

法律相談

- ①日時/1月10日(木)13時~16時
●場所/フィランソ土山
●予約受付/12月27日(木)より
②日時/1月17日(木)13時~16時
●場所/甲賀市市民福祉活動センター(甲南町)
●予約受付/1月4日(金)より
※相談は予約制。先着6名(1人30分)。
※相談は無料で秘密は厳守します。
【相談員】滋賀県弁護士会所属の弁護士
問・申/甲賀市社会福祉協議会(12/29~1/3休館)
☎62-8085/☎63-2021

平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられます

民間企業の法定雇用率は、現行の1.8%から平成25年4月1日以降、2.0%に変更します。
なお、今回の変更に伴い、障害者を

雇用しなければならない事業主の範囲が従業員56人以上から50人以上に変わります。
問/甲賀公共職業安定所
☎62-0651/☎63-1825

甲賀市高齢者・障がい者 安心生活支援事業のご利用を

高齢者や障がい者の世帯の方で、家事援助など日常生活ですることが困難になったことを代わって行います。
●内容/電球の交換、家具の移動、家の片付け、お話し相手、買い物、ストーブへの灯油入れ、布団干しなどのお手伝い
●対象/高齢者世帯、障がい者世帯など
●料金/30分以内 200円

1時間以内 400円
問/長寿福祉課 高齢者支援係
☎65-0696/☎63-4085

お詫びと訂正

12月1日号で下記の誤りがありました。お詫びして訂正します。

P7 市の人権擁護委員(敬称略)

- 中島 清美(信楽町柞原)
中西 秀則(信楽町中野)

P8 12月3日から甲賀市本人通知制度の事前登録を開始

- 問い合わせ/市民課市民窓口係
☎62-4272

12月3日から甲賀市本人通知制度の事前登録を開始しています

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書を、本人の代理人や第三者に交付した場合に、本人に対してその交付年月日、交付請求者の種別などを郵送で通知する制度です。詳細については、市民課までお問い合わせください。

- 問い合わせ/市民課 市民窓口係
☎62-4272 ☎65-6338

交通事故ゼロへの道

飲酒運転をさせない環境づくり

甲賀警察署管内では、飲酒運転による人身事故が昨年1年間に12件発生し、県下で最多となりました。また、飲酒運転での検挙数は、38件にのぼります。しかもこの数字はあくまで、実際に飲酒運転をされている、ほんの一部に過ぎません。平成19年には、飲酒運転の根絶をめざし、運転者以外の人に対する罰則も定められました。

本人はもちろんのこと、周囲の人も、飲酒運転を誘うような言動をしていないか、振り返ってみてください。

■周囲の人の罪

- 例① 自宅で友達とお酒を飲みながら会話が弾み、気がつくとき...
友人A「もう終電が無いわ」
友人B「ほな車賃してあげるから、乗って帰るいな」

友人Aさんが酒酔い運転をした場合、友人Bさんには「車両提供者」として5年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科せられます。

- 例② 忘年会で...
部下A「今日は、車で来ますので」
上司B「付き合いたい悪いなあ、一杯くらいやったら大丈夫やって」

- 例③ 自宅に親戚が集まり、見送る時に...
客A「飲んだけど、すぐそこまでやし車で帰るわ」

主B「そう。気をつけてな」
客A「大丈夫、大丈夫」

部下Aさんが酒酔い運転をした場合、強引にお酒を勧めた上司Bさんは「酒類提供者」として、3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。また、例③ 飲酒運転を見逃した主Bさんも「酒類提供者」として罪に問われる可能性があります。

このほか、酒酔い運転の車両に同乗した場合も、「車両の同乗者」として3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

■飲酒運転をなくすために

飲酒運転は、重大な事故につながるおそれの高い犯罪行為です。特に年末年始は、飲酒の機会が増えます。ご家庭や職場など、周囲の皆さんが協力して、飲酒運転をさせない環境づくりを進めましょう。